

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和8年1月22日（令和8年（行情）諮問第77号及び同第78号）

答申日：令和8年6月10日（令和8年度（行情）答申第207号及び同第208号）

事件名：「潜水艦の友」の一部開示決定に関する件  
「潜水艦の友」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていること及び本件対象文書1の一部を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年9月30日付け防官文第22324号、令和7年3月17日付け同第6068号並びに同年10月31日付け同第25141号及び同第25142号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書1（原処分1について）

ア ないしキ（略）

##### (2) 審査請求書2（原処分2について）

ア ないしカ（略）

##### (3) 審査請求書3（原処分3及び原処分4について）

ア ないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

##### (1) 原処分1及び原処分3について(諮問第77号)

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書1を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年9月30日付け防官文第22324号により、本件対象文書1(1枚目のみ。)について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和7年10月31日付け同第25141号により、本件対象文書1(1枚目を除く。)について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分3)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

##### (2) 原処分2及び原処分4について(諮問第78号)

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書1(1枚目を除く。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和7年3月17日付け防官文第6068号により、本件対象文書1(1枚目を除く。)(裏表紙のみ。)について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分2)を行った後、同年10月31日付け同第25142号により、本件対象文書1(1枚目及び裏表紙を除く。)について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分4)を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

#### 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としており、本件審査請求を受けて改めて探索を行ったところ、追加して特定すべき文書（本件対象文書2）を保有していることが確認できたため、追加して特定すべき文書につき、改めて開示決定等を行うこととする。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、上記(2)のとおり、追加して特定すべき文書につき、改めて開示決定等を行うこととするが、審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和8年1月22日 諮問の受理（令和8年（行情）諮問第77号及び同第78号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年2月9日 審議（同上）
- ④ 同年6月4日 令和8年（行情）諮問第77号及び同第78号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、本件につき、本件対象文書2を追加して特定し、これについて改めて開示決定等を行うとした上で、原処分を維持すること

が妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書1に係る不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分1及び原処分2に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「『潜水艦の友』」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の4のとおり本件対象文書1を特定した。

イ 本件各審査請求を受け、本件対象文書1の外に本件請求文書に該当する文書がないか探索を行ったところ、別紙の3のとおり本件対象文書2の保有を確認した。

ウ 念のため関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書2の提示を受けて確認したところ、本件対象文書2は、諮問庁の上記(1)イの説明のとおり本件請求文書に該当する文書であると認められる。

そうすると、上記(1)ア及びイの本件対象文書1の特定方法及び本件対象文書2の追加特定方法に問題はなく、上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

## 3 本件対象文書1に係る不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 自衛官の写真の顔部分について

別表の番号1に掲げる部分のうち、自衛官の写真の顔部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省・自衛隊におい

ては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、本件不開示部分における自衛官については、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明であった。

上記の諮問庁の説明は否定し難く、当該部分は、いずれも法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

イ 自衛官の年齢及び経歴等に関する情報について

別表の番号1に掲げる部分のうち、上記ア以外の部分には、記事を寄稿した自衛官の年齢、経歴、入隊時期及び勤続年数等に関する情報が記載されており、当該部分は、それぞれ単独で又は原処分で開示されている寄稿者の氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。

ウ さらに、原処分において個人識別部分である当該自衛官の氏名等が既に開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

別表の番号2ないし4に掲げる部分には、海上自衛隊の行動、運用、組織・編成・定員・現員及び装備品の機能・性能等に関する情報が記載されており、当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の艦艇又は部隊の態勢及び運用要領等が推察され、海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしている

ことは妥当であり、本件対象文書1につき不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書 1

『潜水艦の友』のうち2023. 2. 3—本本B2499で特定された以降のもの全て。

#### (2) 本件請求文書 2

『潜水艦の友』のうち2023. 2. 3—本本B2499で特定された以降のもの全てのうち防官文第22324号（2024. 7. 30—本本B713）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2024. 7. 30—本本B713）の後に作成された全て。

### 2 本件対象文書 1（原処分において特定した文書）

潜水艦の友 第107号（令和6年1月）

### 3 本件対象文書 2（諮問庁が追加して特定すべきとしている文書）

潜水艦の友 おやしお除籍特集号（令和5年4月19日）

### 4 原処分において各開示請求の対象として特定された本件対象文書 1

#### (1) 本件請求文書 1 の対象として特定された文書

##### ア 原処分 1

本件対象文書 1（1枚目のみ。）

##### イ 原処分 3

本件対象文書 1（1枚目を除く。）

#### (2) 本件請求文書 2 の対象として特定された文書

##### ア 原処分 2

本件対象文書 1（1枚目を除く。）（裏表紙のみ。）

##### イ 原処分 4

本件対象文書 1（1枚目及び裏表紙を除く。）

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	本件対象文書 1	1 ページ、7 ページ、8 ページ、12 ページないし14 ページ、17 ページ、20 ページないし22 ページ、24 ページ、28 ページ、29 ページ、32 ページ、36 ページ、38 ページ、40 ページ、42 ページ、43 ページ及び45 ページないし57 ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2		1 ページ、3 ページ、54 ページ及び56 ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動、運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3		3 ページないし7 ページ、16 ページ、31 ページ、42 ページ、44 ページ及び56 ページのそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4		12 ページ、13 ページ、32 ページ、38 ページ、43 ページ、50 ページ及	自衛隊の組織・編成・定員・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支

		び54ページのそれぞれ一部	障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	--	---------------	--

※ページ番号は、本件対象文書に記載されているページ番号を指す。